

# 山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）※改定版（素案） に対するパブリック・コメントの実施結果

## 1 公表した資料

- 「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）※改定版（素案）」（概要）
- 「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）※改定版（素案）」（全文）
- 「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）※改定版 別冊 促進区域の設定に関する基準（素案）」（全文）

## 2 提出いただいた意見とそれに対する県の考え方

- (1) 意見募集期間 令和4年12月19日～令和5年1月18日
- (2) 意見の件数 4名 37件
- (3) 意見の内容

### 【第1章 計画策定の背景と目的】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
1	<p>P3 「図 1-2 緩和策・適応策の関係」で、「緩和策（温室効果ガスの排出削減）」と「適応策（気候変動による影響の防止・軽減）」を「車の両輪」と表現しているが、不適切と思われる。</p> <p>「車の両輪」と評される施策は、「双方が連携して進めるべき」施策であり、当該「緩和策」「適応策」は双方重要/実施必須な施策ではあるものの各々独立して進めるべきもの、と思われる。表現再考をお願いする。</p>	<p>国の「地球温暖化対策計画」に基づき「車の両輪」の表現を用いています。</p> <p>なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>
2	<p>P4 「2 計画の位置付け」について、「やまぐち産業脱炭素化戦略」（素案）における記述と整合を図られたい。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の表現の修正を実施しました。</p>
3	<p>P9 「国内の気候変動の状況」であらゆる気温（上昇）の影響を全て「気候変動」が要因であるかのような記述がなされているが、都市部の気温上昇はヒートアイランド現象、緑地削減、土壌舗装化、発電・工場・輸送・空調廃熱等々の影響もある等、気候変動以外の要因も多々あるはずである。表記内容再確認をお願いする。</p>	<p>御意見を踏まえ、本文中の表現の修正を実施しました。</p>

### 【第2章 地域特性】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
4	<p>P14 県の地域特性・自然的特性として「400～500m 程度の丘陵性山地が広く散在」、「県土の面積は約 6,110 km<sup>2</sup>で、その大部分を森林が占めています」との記述あるが、該当地域分布状況を地図に図示していただけると幸い。</p> <p>その他以降の「地域特性」については極力地図に図示頂く様宜しく御願います。（以降個別に指摘は致しません）。</p>	<p>いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。</p>

【第4章 温室効果ガス排出量等の状況と課題】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
5	P33 「⑤ 非エネルギー起源 CO2 (工業プロセス部門、廃棄物部門)」について、セメント製造業等におけるごみ固化燃料 (RPF 等) などの廃棄物の原燃料使用は、化石燃料の使用量の削減につながるものである。このため、廃プラスチックの単純焼却量を削減していく必要があるのではないかと。	御意見を踏まえ、本文中の表現の修正を実施しました。

【第5章 2030年度の温室効果ガス排出量の削減目標等】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
6	P40 「第2節 温室効果ガス排出量の削減目標」の記述となっているが、P3で「県では、「緩和策」の一層の強化に加えて、気候変動の影響に対する「適応策」を盛り込んだ「山口県地球温暖化対策実行計画(第2次計画)」を2021(令和3)年3月に策定したところですが、その後の国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、同計画を改定することとしました。」としているにもかかわらず、どこをどう改定しているのが不明確である。具体的な改定内容の明示をお願いする。	記載の内容については、山口県環境審議会等での御意見を踏まえながら決定しています。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
7	P40 「本県の温室効果ガス排出量の削減目標を、以下のとおり設定します。温室効果ガス排出量を2030(令和12)年度において、2013(平成25)年度レベルの35.1%削減を目指します。」とあるが、2021年3月策定内容との差異の明示をお願いする。	
8	P41 「表5-2 2030年度の各部門の温室効果ガス排出量等の目安」、「表5-3 各部門の温室効果ガス削減量・吸収量の見込み」について、2021年3月策定内容との差異の明示をお願いする。	
9	P42 「第3節 再生可能エネルギーの導入目標」の記述となっているが、第2節同様、2021年3月策定内容との差異の明示をお願いする。	

【第6章 削減目標を達成するための施策(緩和策)】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
10	P51 「第2節 各主体の取組指標」の記述となっておりますが、第5章第1節第2節同様、2021年3月策定内容との差異の明示をお願いする。	記載の内容については、山口県環境審議会等での御意見を踏まえながら決定しています。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
11	P54～62 「2 温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策」の記述となっているが、具体性に欠ける、「実施します」「推進します」「支援します」「取り組みます」「促進します」「図ります」「支援します」の列記、と感じる。実行計画として掲げるからには検	いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

	証実施を宜しく願います。	
12	P64 「第4節 重点プロジェクト」で「次の6つを重点プロジェクトとして設定します。」とし、各々の「評価指標」を示しておりますが、「基準年度」「現状地」「目安値」について、2021年3月策定内容との差異の明示をお願いします。	記載の内容については、山口県環境審議会等での御意見を踏まえながら決定しています。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
13	P64 「2 温室効果ガスの排出削減対策と吸収源対策」で施策を多数列記した一方で、評価指数件数が極端に少ない。施策/対策を列記したのであれば、極力評価指標を設定し具体的に進捗を検証すべきはずである。件数多く個々の指摘は致しません（している時間が全く足りません）が、評価指数の設定項目の再精査を願います。また、評価指標の「目安値」が適切かどうかの判断のため、「過去実績値（10年程度前の値）」の明示をお願いします。	記載の内容については、山口県環境審議会等での御意見を踏まえながら決定しています。 また、評価指標は、本計画に掲げる施策により目安値を達成するよう設定したものです。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

### 【第7章 産業分野における脱炭素化の取組】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
14	P73 「推進体制等」の記述だが、どの程度の間隔で状況確認・成果検証を行うのか明示をお願いします。	少なくとも各年度1回は状況確認・成果検証を行います。

### 【計画全般について】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
15	地球温暖化防止は、たくさんの課題があり、難関なものと思われる。あれもこれも、大きなことから小さなことまで、やるべきことは盛沢山と思うが、大枠の道筋と、それを実現する課題があると思う。それらが、この計画で読み取れず、そこを明確にする必要があると思う。 例えば、エネルギーを自然エネルギーでどうやって賄うようにするのが、その一つであると思う。また、課題を解決していく為には、国、県レベルで、政策として実現していくことは何で、企業に何を求め、家庭に何を求めるのか、それらを明確にする必要があると思う。	県が本計画に位置付ける施策は、第6章に記載しているとおりです。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
16	内容的に「教育」に関する表現が少ないように感じた。現在の環境意識の低さを改善するためには、環境教育を推進することの必要性を感じている。関係者全体の意識を変えないと協力者・参加者が増えない。施策や重点項目の一つに上がってもおかしくないと思う。	県が本計画に位置付ける環境教育に関する施策は、第6章に記載しているとおりです。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
17	P3で「山口県地球温暖化対策実行計画（第2次計画）」を2021（令和3）年3月に策定したところですが、その後の国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、同計画を改定することとしました。」とあるにも関わらず、当該改定計画は「どこをどう改定したのか」不明確である。各章各節において、改定内容の明示をお願いします。	記載の内容については、山口県環境審議会等での御意見を踏まえながら決定しています。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
18	各施策「情報発信」が重要と思うが、「企業への通	県が本計画に位置付ける情報発信に関する施

	知広報教育指導」、「企業を通じての従業員への通知広報教育指導」を施策に盛り込むべきと考える。	策は、第6章に記載しているとおりです。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。
19	当件は国施策に関係する点多々あると考える。国への要請実施を計画内に明示すべきである。	県では、これまでも必要に応じて「政府要望」や「知事会」などを通じた国への要望を実施しています。 なお、いただいた御意見は、今後の施策推進の参考とさせていただきます。

【パブリック・コメント等に関するもの】

No.	意見の内容	意見に対する県の考え方
20	<p>年末年始も含めた上で、且つ意見募集期間が重なる意見募集計16案件(12/28時点)、資料数十ページにもなる案件も含む中で全案件通常と同様の1ヶ月の期間設定は意見募集の体を成していない、と感じます。期間の延長、又は期間内意見を反映させた資料を再提示の上での意見募集再実施を求めます。</p> <p>(県のパブリック・コメントに関する条例では募集期間は1ヶ月固定絶対、1回限定とはしていないと記憶しております。)</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p> <p>(「条例等に則って」と言う場合は、「条例等」が「1ヶ月固定絶対、1回限定」としているかどうか明示願います。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しています。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
21	<p>当件についてこの時期(年末年始を含む時期)に意見募集期間を設定した理由を明示願います。</p>	
22	<p>前述、当案件当時期パブリック・コメント/意見募集実施理由への御返答が県行政の処理/スケジュールの関係」の場合、「この時期の意見募集設定・案件集中」は必須と言う事となります。パブリック・コメント(県民意見募集)を適切に実施する為の恒久的対策の実施(意見募集期間に年末年始を含む場合・案件集中する場合は期間延長必須、等)を御願い致します。</p> <p>前述対応が不可能ならば、その具体的理由を明示願います。</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しています。</p>
23	<p>「年末年始含む期間にパブリック・コメント/意見募集案件集中」に関しての前述(期間の年末年始回避、案件集中回避)の様な意見を、過去数年、複数回/複数案件、意見募集期間に年末年始を含んでいた各パブリック・コメント/県民意見募集に送付したと記憶しております。</p> <p>パブリック・コメント/県民意見募集について、県行政として「年末年始含む期間の回避」について何らかの対応(県行政としての検討、県内各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
24	<p>同様に、「募集期間に年末年始含む場合」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	
25	<p>同様に、「案件集中の回避」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p>	

26	<p>同様に、「募集時期集中時の期間延長」について何らかの対応(各部署への通知指示指導広報等)がなされたかどうか明示願います。</p> <p>前述各対応が無かった場合は、「(過去のパブリック・コメント/意見募集で指摘があったにもかかわらず)なぜ県として対応をしなかったのか」、関係各部署に御確認の上で対応非実施の理由を明示願います。</p>	
27	<p>前述対応があった場合、なぜ今回の当パブリック・コメント/県民意見募集で適切な対応(集中回避・集中時期間延長等)が取られていないのか明示願います。</p>	
28	<p>県行政では、1企業の申請に対して、内規に定める期間を超過して「資料不足」を理由に「資料再提出」を指示し、数年単位の長期検討を実施した例がある、と記憶しております。</p> <p>「県民＝主権者」からの「資料不足又は期間不足による意見募集の期間延長/再実施」の要請を断るのであれば、その理由を明示願います。</p> <p>(「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」と言うのは、上記の通り内規に定める期間を大幅に超過して対応している事例がありますので返答に値しないと考えます。)</p>	<p>本パブリック・コメントは、「山口県パブリック・コメント制度実施要綱」に基づき実施しております。</p> <p>意見募集の時期・期間については、各々の計画等作成過程の中で決定しており、期間延長等の予定はありません。</p>
29	<p>前述回答を「県の条例に則って(期間1ヶ月で)実施している」というのであれば、県条例に不備ありますので、条例の改正を管轄部署又は県知事に申請願います。</p>	
30	<p>前述対応しないというならばその理由を明示願います。</p>	
31	<p>今回の意見募集の広報・記事扱いが実際どの程度あったのか、後々「広報が十分なされたか」を判断する為にも、「県のホームページ＝県行政に関心又は用事の在る県民が参照する媒体」では無く、一般県民が広く目にする新聞にどう広告掲載した/記事掲載されたのか、『具体的(媒体、掲載日、大きさ)』に提示願います(記事の場合は把握している範囲内で御願致します)。</p>	<p>パブリック・コメントの実施については、記者配布を行い、県ホームページに掲載するとともに、新聞広告(12月24日の山口新聞、中国新聞「山口県からのお知らせ」)などにより広報に努めました。</p> <p>掲載日が分かれた理由は、パブリック・コメントの開始日が異なるなどのためです。</p> <p>県広報誌は年4回の発行となっており、原稿を入稿する兼ね合いから、主に速報性のある県ホームページや新聞広告等を活用した広報に努めています。</p> <p>限られた予算の中、いかに効果的な広報を行うか、今後とも検討してまいります。</p>
32	<p>今回の意見募集期間重複16件では、県民へのweb以外の広報が新聞広告「山口県からのお知らせ(山口県広報)」(新聞下4-5段広告)への掲載案件と未掲載案件(別途小広告記載)に分かれたと認識しております。県民意見募集の広報手段が分かれた理由を明示願います。</p>	
33	<p>今回の案件を含め、県広報誌や「山口県からのお知らせ」に個々のパブリック・コメント/県民意見募集についてや、パブリック・コメント/県民意見募集全般に関する記事が殆どまたは一部しか掲載されていない理由を明示願います。</p> <p>(パブリック・コメントの広告を小さく掲載するよりも、紙面を広く取る「山口県からのお知らせ」の項目の1つとする方が明らかに県民の目に留まると思われまます。</p> <p>「個別の(小さい)広告を新聞に掲載した」と言うのは、「県民により広報の効果のあるだろう所に記事を掲載していない理由」にならないと考え</p>	

	ます。)	
34	<p>前述各意見に対する御返答と、意見送付県民数・意見数より、今回の当該パブリック・コメント/県民意見募集についての広報が十分になされたかどうか、御判断御明示願います。</p> <p>(「意見募集の結果(人数・件数)の明示」ではなく、「広報が十分に実施されたかどうかの『判断』(十分・不十分)を御明示願います。)</p>	
35	<p>パブリック・コメント/県民意見募集の期間が1か月なのに対して、県広報紙発行が2-3か月間隔と言うのは、県の広報手段として不適切な発行期間と感じます。県広報紙発行頻度の見直しを実施願います。</p>	
36	<p>16 案件全ての資料未確認ですが、各件の内容は地域性専門性の高いものとなっていると考えます。</p> <p>県民からの意見募集の他に、住民・関係者・専門家・各自治体からの直接の意見聞き取り等の実施を御願い致します。(案作成時に実施済とは思いますが一応。)</p>	<p>学識経験者、消費者団体、一般公募委員等から構成する山口県環境審議会を通じ、様々な分野で活躍されている皆様から直接御意見をお聞きするとともに、市町等に対する意見照会を実施し、いただいた御意見を反映させています。</p>
37	<p>16 案件全ての資料は未確認ですが、意見募集実施資料については、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・時系列把握しやすいように西暦又は西暦元号併記での表記統一・経緯説明の際は年表資料提示</li> <li>・資料中表・図への附番</li> <li>・目標値設定の場合は、過去実績値、現在値、目標値の一括での明示</li> <li>・過去計画がある場合は、どこが変わったのかの明示</li> <li>・過去計画、当計画(案)で目標値を設定している場合は、目標値案件継続の場合は、過去計画の(計画時点)実績値、過去計画目標値、現状値、目標値</li> <li>目標値案件終了の場合はその理由</li> <li>目標値案新規設定の場合はその理由の明示</li> <li>・語句説明設定(各頁下方あるいは巻末・別資料。後者の場合は、本文中語句に語句説明ある旨すぐにわかる対応実施の上)</li> </ul> <p>を宜しく御願い致します。</p>	<p>御指摘の意見について、今後の実施に際し、参考にさせていただきます。</p>